

東戸塚小学校過大規模校対策 検討部会ニュース

第1号

発行日：令和5年7月10日
発行元：東戸塚小学校過大規模校対策検討部会
(事務局：横浜市教育委員会事務局学校計画課)

はじめに

現在、東戸塚小学校は一般学級数31学級(令和5年4月7日現在)の過大規模校であり、今後も更に児童数が増加して過大規模の状態が継続する見込みです。東戸塚小学校の過大規模校対策を検討するため、「東戸塚小学校過大規模校対策検討部会」を設置し、第1回検討部会を開催しました。今後、検討部会での検討状況等については、本ニュースを発行し、保護者の皆様や同校の通学区域内にお住まいの皆様にお伝えしていきます。

第1回検討部会
日時：令和5年5月31日(水)18時00分から
会場：東戸塚小学校



第1回検討部会の決定事項など

- ・東戸塚小学校の過大規模校対策の検討として、事務局から「通学区域変更や特別調整通学区域設定の検討状況」と「過大規模校対策の3つの方向性(単独整備案、分校設置案、分離新設案)」を示しました。
- ・第2回検討部会では、今回事務局から提示した検討事例を踏まえ、各所属団体の御意見を伺い、具体的な対応を検討することになりました。

1 検討部会の運営

本検討部会は、「東戸塚小学校過大規模校対策検討部会運営要領」に基づき、運営していきます。

東戸塚小学校過大規模校対策検討部会運営要領(抜粋)

(調査審議事項)

第2条 部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例第5条第1項の規定により、東戸塚小学校の過大規模校対策に関する次の各号に掲げる事項について調査審議することとし、調査審議結果をまとめた意見書を、横浜市学校規模適正化等検討委員会に提出する。

- (1) 過大規模校対策の手法に関する事
- (2) 分離新設又は分校の設置による場合は、学校名に関する事
- (3) 分離新設又は分校の設置による場合は、通学区域に関する事
- (4) 通学安全の確保に関する事
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、部会長が選出されていないときは、横浜市学校規模適正化等検討委員会委員長が行う。

- 2 部会は、部会委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、会議については、一般に公開するものとする。ただし、部会の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 検討部会の構成

横浜市学校規模適正化等検討委員会条例及び上記の運営要領に基づき、検討部会の委員並びに部会長及び副部会長につきましては、次の方々に決まりました(敬称略)。

部会長	川畑 孝男 (吉田矢部地区連合会 会長、グランフォーレ戸塚ヒルブリーズ 自治会 会長)	
副部会長	中山 晴生 (上倉田西町内会 会長)	
委員	坂間 庄二 (吉田町内会 会長)	岡部 歩 (東戸塚小学校校運協 委員、東戸塚小学校PTA 前会長)
	山本 和男 (新プロムナード 矢部自治会 会長)	高杉 陽子 (豊田中学校PTA 会長)
	青山 勉 (矢部町内会 会長)	植野 雅俊 (舞岡中学校PTA 会長)
	加藤 伸雄 (モテラパークス戸塚自治会 会長)	山手 英樹 (東戸塚小学校 校長)
	保科 泉 (サンハイブ戸塚自治会 前会長)	小佐野 和人 (豊田中学校 校長)
	森田 洋郎 (戸塚ハイライズ 自治会 会長)	岩田 明正 (舞岡中学校 校長)
	小野 希 (東戸塚小学校PTA 会長)	

3 東戸塚小学校過大規模校対策検討部会について

(1) 東戸塚小学校過大規模校対策検討部会の位置付け〔図1〕参照

東戸塚小学校過大規模校対策検討部会は、本市教育委員会の附属機関である横浜市学校規模適正化等検討委員会（以下、「審議会」という。）の付託を受け、同校の過大規模校対策の基本的な方策について検討を行うために設置されたものです。

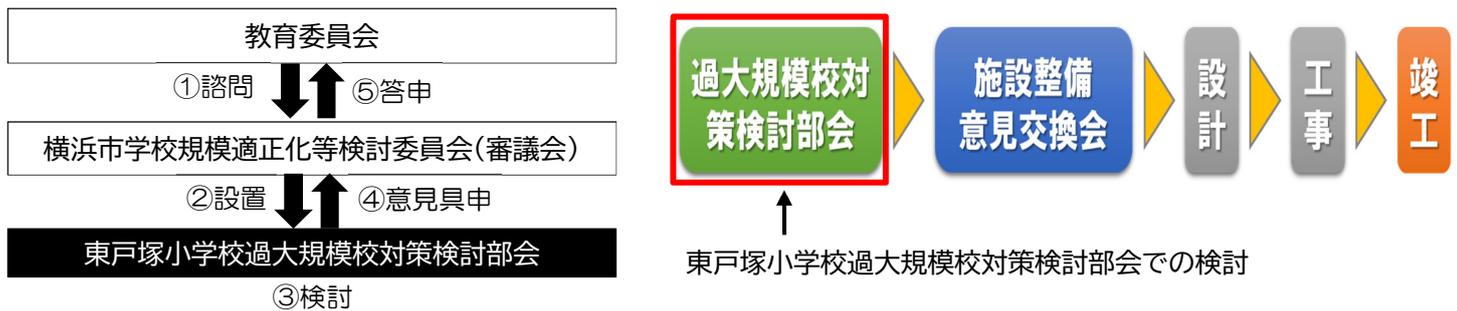
(2) 東戸塚小学校過大規模校対策検討部会での検討内容〔図2〕参照

東戸塚小学校過大規模校対策検討部会は、同校の過大規模校対策の基本的な方策について検討し、審議会へ意見書を提出することが主な役割です。

過大規模校対策の方策決定後、教育委員会事務局での建替え等の老朽化対策に向けた施設配置や工事方法、法令・敷地条件等の検討を経て、関係する地域・保護者・学校の皆様との意見交換の場を設け、御意見を踏まえながら、施設整備について検討していく予定です。

〔図1〕東戸塚小学校過大規模校対策検討部会の位置付け

〔図2〕東戸塚小学校過大規模校対策及び校舎等の施設整備に係る流れ



（根拠法令：横浜市学校規模適正化等検討委員会条例第8条）

4 東戸塚小学校の現況（令和4年度義務教育人口推計）【表1】

（単位）児童数：人 学級数：学級 教室数：教室

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	保有教室数
児童数	954 (994)	977 (1,025)	1,059	1,147	1,218	1,291	1,399	32
学級数	28 (34)	31 (38)	33	36	38	41	44	

※R4～5は各年度当初の実数値。R6～R10は、令和4年度義務教育人口推計による推計値（一般学級のみ）。

※()内は個別支援学級の児童数・学級数を含む実数値。（将来の個別支援学級の児童数・学級数は算出することができないため、推計値は作成していません。）

5 過大規模校における課題と対策の考え方

(1) 過大規模校における課題

文部科学省では、31学級以上を過大規模校としたうえで、次の課題が生じるとしています。また、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促しています。

【大規模な学校で生じる課題】（文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模化・適正配置等に関する手引」（平成27年1月策定）より）

- ① 学校行事等において、係や役割分担のない子供が現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる
- ② 集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる
- ③ 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する
- ④ 教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい
- ⑤ 児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる
- ⑥ 特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる
- ⑦ 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる

(2) 学級規模の考え方及び過大規模校への対策 (「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」より)

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」(以下、「基本方針」という。)において、小学校では31学級以上を「過大規模校」としています。

過大規模校については、過大規模の状態が続き、通学区域変更等によっても解消が困難な場合には、分離新設(新しい学校の設置)を検討するとしています。ただし、「適した用地の確保が困難なとき」「施設、教育内容、児童生徒指導等に支障がないとき」は分離新設以外の方策も柔軟に検討するとしています。

[図3]学校規模の考え方(小学校)

11	12	24	25	30	31 (学級数)
小規模校		適正規模校		準適正規模校	過大規模校

6 基本方針に基づく検討

(1) 通学区域変更の検討について

① 周辺校の状況について

東戸塚小学校と通学区域を接している小学校の義務教育人口推計は、表2のとおりです。

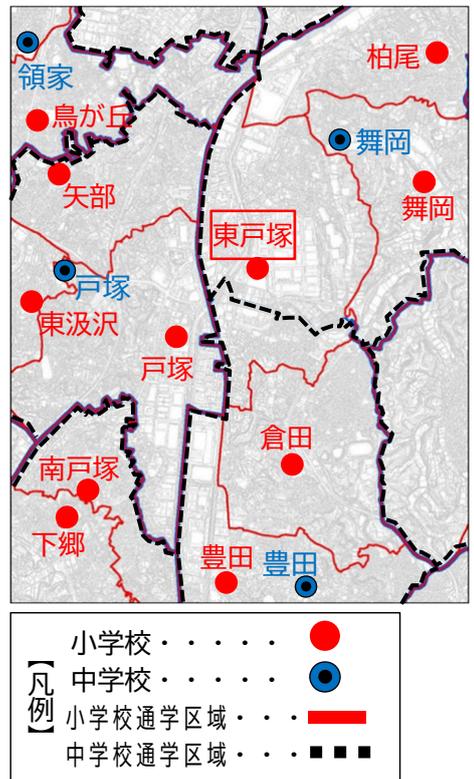
周辺校にも教室数に十分な余裕がある学校はなく、通学区域変更を行っても、東戸塚小学校の過大規模校の解消は困難です。

【表2】東戸塚小学校と周辺校の義務教育人口推計 (単位)児童数:人 学級数:学級 教室数:教室

		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	保有 教室数
東戸塚小	児童数	954	977	1,059	1,147	1,218	1,291	1,399	32
	学級数	28	31	33	36	38	41	44	
柏尾小	児童数	596	587	599	573	550	495	440	20
	学級数	20	20	20	20	19	16	15	
舞岡小	児童数	330	368	397	392	385	350	353	14
	学級数	13	14	14	14	14	13	13	
倉田小	児童数	409	392	398	371	358	345	330	16
	学級数	12	13	12	12	12	12	12	
戸塚小	児童数	880	896	966	1,012	1,066	1,075	1,072	28
	学級数	26	27	30	32	34	33	33	
矢部小	児童数	664	648	671	663	639	620	593	22
	学級数	22	21	22	21	20	20	19	
鳥が丘小	児童数	525	505	522	513	495	487	486	20
	学級数	18	18	18	18	18	18	18	

※R4~5は各年度当初の実数値。R6~R10は、令和4年度義務教育人口推計による推計値(一般学級のみ)。

【図4】通学区域図



② 通学区域変更及び特別調整通学区域設定のシミュレーションについて

通学区域変更による、東戸塚小学校の過大規模校の解消は困難ですが、保有している教室数などの施設状況に加え、「学校規模」、「通学距離」、「通学安全」、「地域コミュニティとの関係」や「小学校・中学校の通学区域」を考慮し、上記表2の中では教室数に比較的余裕がある倉田小学校との通学区域変更等のシミュレーションを行いました。

なお、シミュレーションは令和7年度から設定した想定で行っています。

ア 通学区域変更の検討

表2のうち、倉田小学校との通学区域変更のシミュレーションを行った結果は表3(次ページ)のとおりです。

想定 ・上倉田町(東戸塚小学校通学区域部分)を倉田小学校の通学区域へ変更(図5(次ページ)斜線部分)
 ・令和7(2025)年度の新1年生から対象とし、在校生は現在の学校に通学する場合

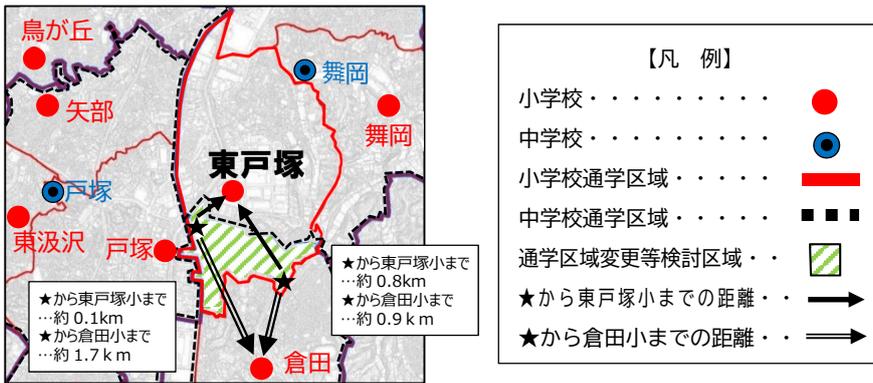
【表3】通学区域変更シミュレーション

(単位)児童数:人 学級数:学級 保有教室数:教室 敷地面積:㎡

		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	保有教室数	敷地面積
東戸塚小	児童数	954	977	1,059	1,089	1,110	1,148	1,204	32	27,552
	学級数	28	31	33	34	34	36	37		
倉田小	児童数	409	392	398	418	445	460	485	16	13,326
	学級数	12	13	12	13	14	15	16		

効果と課題 両校とも増加傾向になり、東戸塚小学校の過大規模校の状態は緩和されるものの、解消しません。また、倉田小学校は教室数に余裕がなくなり、将来的な教室数不足も想定されます。

【図5】通学区域変更シミュレーションの概要図



イ 特別調整通学区域(※)設定の検討

図5と同じ区域について、指定校を東戸塚小学校、受入校を倉田小学校とする特別調整通学区域を設定した場合、シミュレーション結果は次の表4と表5のとおりになりました。表では、対象となる未就学児が倉田小学校に50%と20%通うことになった場合の結果を示しています。なお、対象の未就学児が倉田小学校を100%選択する場合は表3の通学区域変更を行った場合と同じ結果となります。

※ **特別調整通学区域** 学校の施設及び通学路の状況等を考慮し、指定校(正規校)又は教育長が定める指定校以外の学校(受入校)のいずれかを選択できる制度。

想定 ・上倉田町(東戸塚小学校通学区域部分)について、指定校を東戸塚小学校、受入校を倉田小学校とする特別調整通学区域を設定
 ・令和7(2025)年度の新1年生から対象とし、在校生は現在の学校に通学する場合

パターン① 【表4】指定校(東戸塚小学校)50% 受入校(倉田小学校)50% (単位)児童数:人 学級数:学級 教室数:教室 敷地面積:㎡

		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	保有教室数	敷地面積
東戸塚小	児童数	954	977	1,059	1,118	1,164	1,219	1,300	32	27,552
	学級数	28	31	33	35	36	38	40		
倉田小	児童数	409	392	398	394	401	402	407	16	13,326
	学級数	12	13	12	13	14	14	14		

パターン② 【表5】指定校(東戸塚小学校)80% 受入校(倉田小学校)20% (単位)児童数:人 学級数:学級 教室数:教室 敷地面積:㎡

		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	保有教室数	敷地面積
東戸塚小	児童数	954	977	1,059	1,136	1,197	1,263	1,361	32	27,552
	学級数	28	31	33	36	37	39	42		
倉田小	生徒数	409	392	398	380	375	367	359	16	13,326
	学級数	12	13	12	12	12	12	12		

効果と課題 ・東戸塚小学校の過大規模校の状態は解消しませんが、若干の緩和が期待できます。
 ・倉田小学校については、学級数は増加しても、教室数不足とはならない見込みです。

(2) 分離新設(新しい学校の設置)について

「横浜市資産活用基本方針」(令和4年12月改訂)では、新たな用地取得は原則的に行わないとされています。また、東戸塚小学校は、市立小学校の校地面積の平均の2倍超の面積を有しています。

このため、分離新設する場合、東戸塚小学校の敷地を分割して、新しい学校をつくるのが案になり、過大規模校とは別の課題が生じてしまう可能性があります。

【参考】横浜市資産活用基本方針(令和4年12月改訂)一部抜粋

第3章 2-(3)取組

ア 新規取得の抑制と保有土地活用

施設整備に必要な土地の確保にあたっては、緑地・公園用地・道路・河川用地など、他の場所での代替性のない事業用地を除き、原則として、新たな土地の取得は行わず、先行取得資金保有土地や一般会計未利用土地、施設の用途廃止に伴う跡地の活用を図ることとします。

やむを得ず新たに土地を取得する場合には、保有土地との交換等の可能性を検討します。

【参考】校地面積について

学校名	校地面積 (㎡)
東戸塚小学校	27,552
横浜市立小学校の平均	約 12,500

(3) 東戸塚小学校において加味する要件

通常の過大規模校対策を検討する場合に加え、東戸塚小学校では、次の点を踏まえた対策が必要になります。

- ① 分離新設する場合、東戸塚小学校と新設校が隣り合うことになる。2校が隣接するため常に比較対象として見られる可能性がある。
- ② 大規模な老朽化対策を行う予定になっているため、過大規模校における課題のうち、施設面に関する課題(P.2【大規模な学校で生じる課題】参照)については、必要な対策ができる見込み。

7 想定される過大規模校対策の方策

過大規模校対策の方策として、「①単独整備案」「②分校設置案」「③分離新設案」の3案を想定しています。それぞれの方策にはP.6の表6のように、メリットとデメリットがあり、東戸塚小学校においては、上記の6(3)も踏まえ、検討していく必要があります。

【補足】東戸塚小学校における分校の想定

上記の①～③の方策のうち、②の分校についてはあまり例がないため、イメージするのが難しい面もありますが、現時点で次のような内容で想定しています。

- ・現在の東戸塚小学校の敷地内に、本校と分校が設置される形になります。分校には東戸塚小学校◆◆分校と新たな名前を考える必要があります。
- ・名目上、敷地や建物がそれぞれ本校・分校のどちらに属するか区分されます。ただし、敷地を一体的に利用できるようにし、フェンス等の設置はしません。
- ・施設や教員(学校長を除く)は概ね2校分の配置が可能です。施設の効率化を図るため、共有を図ることも可能です。(例:給食室、図書室を共有)
- ・通学区域を変更する必要はありません。学年によって、使用する校舎を分ける、学年別の分校になります。
- ・卒業証書の学校名は、東戸塚小学校卒業となる想定をしています。

<例>



【表6】《方策案と方策案ごとの想定されるメリットとデメリット》

	①単独整備案	②分校設置案	③分離新設案
運営体制	1校として運営	「東戸塚小◆◆分校」を設置し、本校と分校の体制で運営	新しい小学校を整備して、それぞれ別の学校として運営
児童の学習・生活環境等	学級数が多く、学年全体や全学年が一同に集まって行う活動の内容や場所が限られるため、学校としての一体感を保ちにくい		学級数が適正規模となるため、学年全体や全学年が集まって活動しやすく、学校としての一体感を保ちやすい
	一学年の学級数が多すぎるため、授業の進捗にばらつきが生じやすい		一学年の学級数が適正規模となるため、学校ごとに学習の進捗をそろえやすい
	一学年の人数が多く、運動会等の行事で一人ひとりに役割を持たせづらい	行事等を分校と本校で分ければ、一人ひとりに役割を持たせることができるが、学校としての一体感を保ちにくい	一学年が適正な人数となるため、運動会等の行事で一人ひとりに役割を持たせやすい
	1校として学校運営を行うため、比較されることがない		2校が隣接するため常に比較対象として見られ、本来は生じないはずの学校間の競争があおられる
地域・通学区域	通学区域は現在のまま変わらないため、新たな問題は生じない		現在の通学区域を分ける必要があり、これまでの地域のつながりが分断されてしまう
施設	体育館等の施設は1校分の整備となる	体育館等の施設は基本的に2校分の整備が可能(ただし、給食室や図書室等を共用施設とすることも検討可)	
教職員	1校分の教職員配置となる 校長1名、副校長1名	1校分の人員に加え、分校運営に必要な教職員配置も可能 校長1名、副校長2名	それぞれの学校に1校分の教職員配置となる 校長2名、副校長2名 (各校1名ずつ配置)
学校名等	学校名も変わらず、これまでの校章・校歌を引き継げる	学校名は東戸塚小学校◆◆分校となるが、校章・校歌等は東戸塚小のものを引き継げる	新設校は、学校名、校章、校歌等を新しいものにする必要がある

【参考】校舎の老朽化対策について

「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」（平成29年5月策定）に基づき、老朽化した小・中学校施設を計画的に建て替えています。東戸塚小学校も、老朽化対策の対象となっています。

【一般的な建替えのスケジュール】

1年目	2年目	3～4年目	5年目～
基本構想	基本設計	実施設計	工事

(参考)長寿命化

- ・上記の建替え基本方針は、現在見直しを進めており、その中では建替えにかえて「長寿命化」も選択肢としています。(見直しを進めていた建替え基本方針は令和5年6月に改訂・公表しました。)
- ・長寿命化とは、既存校舎を活用し、構造躯体の安全性を確認したのち、劣化対策や設備更新・内部の改修を行うものです。
⇒本市ではまだ施工例がなく、外部の専門家も交えて検討する必要があります。
※東戸塚小学校の場合、既存校舎を長寿命化した場合にも、不足教室対策としてプレハブ校舎とは別に校舎の増築が必要となります。(校舎増築後にプレハブは撤去)
- ・長寿命化を行う場合の進め方
 - ①今後、何年程度学校施設の使用が可能か調査(東戸塚小学校の校舎棟の耐用年数は、適切な維持保全を行うことで、現時点から100年超との調査結果が出ています。)
 - ②使用見込み年数等に応じた長寿命化の手法を検討
 - ③耐力壁や柱、梁などの保全や強化に加え、設備、内装の改善、間取り変更等を検討
- ・長寿命化の工事も、学校を運営しながら行う必要があるため、建替え同様、仮設校舎を設置するなどして、ある程度の年数をかけて進めることが想定されます。

8 説明会(4月19日開催)以降に寄せられた意見及び質問等 (凡例 ◆:意見・質問 ⇒:事務局からの回答)

説明会から第1回検討部会までに事務局に寄せられた御意見が1件ありました。

◆ 説明会に参加させていただいた東戸塚小の保護者です。

説明会の資料では、通学区域変更を検討する旨が記載されているにも関わらず、質疑では通学区域変更は考えていないという趣旨の回答で、疑問が残りました。

小学校の通学距離は片道2キロ以内との説明でしたが、舞岡方面や倉田方面にお住まいの方は2キロ以内で十分に通える範囲だと思います。近隣校の児童数や学級数を見ると、倉田小や舞岡小は東戸塚小より少ないので、通学区域変更を行い、近隣校との平準化を図るべきではないでしょうか。新しく建設中や計画中のマンションについては、近隣校に通学してもらう措置を取るほか、東戸塚小学校の通学区域に特別調整通学区域を設定し、近隣校にも通学できるようにしてはどうかと思います。こうした対応だけでも、児童数の平準化は図れると思います。また、通学路の問題については、近隣校の校外委員と連携をとれば解消できると考えています。

また、校舎等の整備工事により、児童の学習環境に影響が出ることは問題ですし、行事の形態や特別教室の利用などに支障が出ると思います。

こうした点を考慮すると、教育委員会から提示された方策では、条件的に無理があると思います。方策を決める前に保護者にも納得ができる措置を講じていただけないでしょうか。

⇒ 通学区域の変更を検討する際は、通例、周辺校の学級数と保有している教室数の状況を踏まえています。保有している教室数は各学校で異なっており、東戸塚小学校の周辺校においては、教室数に余裕のある学校が少ない状況です。倉田小学校は他の近隣校と比べると余裕がある状況ですが、倉田小学校と通学区域変更を行ったとしても、東戸塚小学校の過大規模校の状態を解消できるほどの余裕はありません。

通学区域変更による抜本的な過大規模状態の解消は困難なことから、単独整備案、分校設置案、分離新設案という3案を中心に検討部会で検討していきたいと考えています。

また、学級数増加に伴うプレハブ校舎の設置や老朽化した校舎の建替えに係る工事については、他校でも同様に行っております。工事については、児童の安全や教育環境に最大限配慮しながら行ってまいりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

※お寄せいただいた御意見等は全て検討部会に報告しています。なお、紙面の都合上、要約して掲載しています。

9 検討部会における主な質問や発言 (凡例 ☆:委員 ⇒:事務局)

☆ 特別調整通学区域を実際に導入している地区はあるのか。また、導入した際のメリット・デメリットについても教えてほしい。

⇒ 特別調整通学区域はいくつもの地域で設定されています。メリットとしては、各家庭の事情に応じて学校を選択できることがあります。一方、地域からは家が隣でも別々の学校に行くケースがあるため、通学安全上の対応が取りづらい場合があると聞いています。

☆ 通学区域の変更について、他校では少しの変更でも地域からかなりの反対意見を受けた経験がある。特別調整通学区域を設定しても、保護者は働いている方が多いので、駅から近く迎えにも行きやすい東戸塚小学校を選ぶケースが多いと思う。そのため、通学区域を変えることは現実的ではないのではないか。東戸塚小学校の児童数増が将来的には中学校にも影響を及ぼすと思われる。

☆ 特別調整通学区域のシミュレーションが掲載されているが、倉田小学校側の認識はどうか。

⇒ 倉田小学校としては、倉田小学校を選択する子どもがシミュレーション程度で収まるのであれば、受け入れは可能という認識ですが、通学区域の変更は教室数の余裕がなくなるので難しいと聞いています。

☆ 分校の場合、建物を分ける必要があるという説明だったが、どのように区分することになるのか。

⇒ 敷地や校舎のどの部分が東戸塚小学校、東戸塚小学校〇〇分校に属するのかを明確にして、それぞれが管理することを想定しています。

- ☆ 分校にした場合、児童は学校名が変わるだけで否定的な反応になると思う。体裁だけ分校とすることはできないのか。
- ⇒ 体裁だけ、という質問については、お答えしづらいです。鶴見区の市場小学校の場合、けやき分校は敷地が離れていますが、同じ市場小学校の児童として運営を進めています。東戸塚小学校で想定できるケースについては今後確認します。
- ☆ 個別支援学級の児童数も増えていると思うが、受入れは問題ないのか。
- ⇒ 個別支援学級の児童数が増加傾向にあることは認識していますが、将来の個別支援学級の児童数を算出することはできないため、推計は作成していません。しかし、教室の確保や授業の内容について、教育委員会としてしっかりバックアップしていきます。
- ☆ 長寿命化による老朽化対策では、間取りの変更等はどのようなことができるのか。
- ⇒ 構造に影響しない壁を必要に応じて取り払い、間取りを変えることは可能です。ただし、校舎の構造は変えられないので、児童数・学級数が増えて、間取りの変更をしても教室数不足になる場合には、増築をする必要があります。
- ☆ 学校の校舎の高さに制限はあるのか。
- ⇒ 東戸塚小学校の敷地は、用途地域が第1種住居地域となっており、高さの制限は20mですので、5階建てくらいまでは建てることができます。
- ☆ 高層にして大きくつくり過ぎてしまうと、児童数が減少した際、教室数が余ってしまうことになる。
- ☆ 東戸塚小学校の耐用年数調査で現時点から100年以上もつという説明だった。東戸塚小学校の一番古い校舎棟は築50年以上だが、150年ももつのか疑問だ。浸水の多い場所でもあり、躯体も傷んでいる可能性もある。長寿命化するのであればしっかり調べないといけない。
- ☆ 子どもたちがすぐに外に出られた方が良い。小学校なのでなるべく低層の校舎が望ましく、4階建てくらいまでに収められればと思う。バリアフリーの観点も大事。
- ☆ P.6【表6】の各案のデメリットについては、運営の工夫等で対応できる部分もあると考えているのか。
- ☆ 工夫次第と考えているが、44学級まで増えてしまうと想像がつかない部分がある。教員へのアンケートでは、例えば、体育館については2学級が同時に利用できる広さが必要という意見があった。加えて、音楽室等の特別教室の確保も大切。また、人員配置に関する心配の声も多い。例えば、児童支援専任の教員が1名しかいないと厳しいし、養護教諭や栄養教員も1人では厳しいという意見が多い。
- ☆ P.6の【表6】4段目については、工夫次第だと考えている。分離新設をした際に比較されるという点は学校長としては望ましくない。最も大事なことは児童の安全である。学級数が増加するのであれば、副校長を2人にするなど、配置を増やすことができるとうい。
- ☆ 施設整備だけでなく、人的配置や児童の教育などの面も重要だと考えている。今後も児童がさらに増えるので、教室数不足が喫緊の課題である。未来の子どもたちのためだけでなく、今の児童のことも考えて、スピード感をもってやっていただきたい。

◆**第2回検討部会について** ※会議は公開で行います。傍聴については、後日下記ホームページで御案内します。

日時：令和5年8月17日（木）18時00分から 会場：東戸塚小学校 2棟1階ランチルーム
 検討内容：東戸塚小学校の過大規模校対策の検討について

◆**東戸塚小学校過大規模対策検討部会の検討経過等について**

部会の会議案内や会議録、ニュースについては、ホームページからも御覧いただけます。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/kadaikibo/higashitotsuka-kibo.html>



◆**事務局（お問い合わせ先）**

皆様からの御意見や御質問を受け付けております。Eメール、電話またはFAXでお寄せ下さい。
 横浜市教育委員会事務局学校計画課
 Eメール：ky-higashitotsuka-kibo@city.yokohama.jp TEL：045-671-3252 FAX：045-651-1417

